

企画趣旨

笠木映里

(1) 社会法分野において、「障害（障害者）」と「高齢（高齢者）」¹⁾には、雇用の獲得・維持にかかる困難、所得保障・福祉のニーズなどの共通点がある。そして、今日の社会法は、両者を別のものとして扱いつつ、それぞれにつき、年金・福祉・雇用政策の分野で、一定の共通点を有する法制度を構築している。本特集では、いわばパラレルワールドを構築しているこれらの二つの領域を見直し、今日の日本において障害をもつこと、高齢であることがどのような意味をもつのか、なぜ、社会法が障害者・高齢者それぞれを対象に特別な法制度を用意しているのかを問いただすと共に、両者を包含する観点から議論することで新しい知見を得ることを目指す。冒頭の「座談会」では、総論として、関連分野の専門家の対話により、障害・高齢の概念を多角的に議論して頂いた。

(2) 高齢・障害の両分野について、近年、働く高齢者・障害者の増加という傾向が見られる。その背景には、勿論、雇用促進に向けた各種の法制度、年金受給開始年齢の引上げ等の法的・制度的要因が存在するが、これに加えて、医療水準の改善等による健康な高齢者の増加、技術発展・産業構造の変化による仕事の変容等の技術的・社会的・産業的要因も存在する。他方で、働くことの難しい高齢者・障害者は依然として存在し、彼らの労働能力や生活状況は従来以上に定型化の難しい、多様なものとなりつつある。AIのような最先端技術の発展により人の就労能力を補完・補強することが容易になれば、この傾向は加速するだろう（長谷川論文）。翻って、このような働く高齢者・障害者の増加という変化を職場の側から見れば、今日および未来の職場には従来以上に多様な

労働者が共存し、そのことが法的にも予定され、期待されている。このことは、労働時間や解雇等をめぐる労働法理論との関係でも様々な問題を提起しうる（石崎論文）。

(3) 特集の最後には、視点を変えて、高齢者・障害者を介護する介護者の支援の問題を取り上げる（津田論文）。従来は高齢者を念頭に議論が行われることの多い問題であったが、介護を必要とする原因によって介護者への支援のあり方を区別することは必ずしも意味がなく、障害者を含めた普遍的な観点から議論することが有益であり、必要と思われる。

(4) 座談会でも繰り返し示唆されている通り、高齢と障害の概念を議論することは、社会法において、どこまで定型的・画一的に、あるいはどこまで個別的に、対象者の姿を想定するかという論点につながる。社会保障法については、個人のニーズに応じたアラカルトの社会保障は必ずしも現実的でも理想的でもない一方で、一部の人々を共通するニーズをもつ集団として捉えることで見落とされる個人の多様性やニーズがあることを、ある種の正義概念や憲法上の基本的価値・原則との関係でどう考えるかが問題となりえよう。労働法の観点からは、雇用政策をめぐる法、さらには労働法の一般理論が想定してきた労働者像を、上記のような労働者の多様化の流れを受けて再検討する必要はないか、という問題が、特集全体を通じて提起されることになると思われる。コロナウイルスの影響で大学図書館へのアクセスもままならない中、御玉稿をお寄せ下さった執筆者の先生方にはこの場を借りて心から御礼申し上げたい。

（かさぎ・えり フランス国立科学研究中心研究員）

1) 各法、制度が対象とする高齢（者）、障害（者）は当該法・制度によりまちまちであり、そのこと自体も論点となりうるため、ここでは、具体的な定義には言及しない。